

長野原町起業支援補助金のご案内

長野原町では、産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的として、町内で起業する事業者に対し、「長野原町起業支援補助金」を交付します。

上限 100 万円
補助率 2 分の 1



長野原町マスコットキャラクター
「にゃがのはら」



起業支援補助金に関するお問い合わせ・申請先

長野原町 未来ビジョン推進課 観光商工係
〒377-1392
吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1
電話：0279-82-3013
メール：kankou@town.naganohara.gunma.jp

起業に関する相談窓口

～ 起業についての様々なご相談に対応いたします ～

※起業支援補助金交付申請書等の作成については、長野原町商工会の起業相談を受ける必要があります。

長野原町商工会
〒377-1304
吾妻郡長野原町大字長野原 37 番地 2
電話：0279-82-2208

補助金交付対象者

長野原町内において補助金の申請年度内に起業する方、または申請時に起業の日から12ヶ月を経過しない方で、次の要件をすべて満たす方

- (1) 補助金交付申請時において、町内に居住する50歳未満の方
- (2) 町内に事業所を設置し、5年以上継続して事業を行う見込みがある方
- (3) 長野原町商工会が開催する起業セミナー及び経営アドバイザーによる起業・経営に関する指導を受講し、商工会から推薦を受けた方
- (4) 起業後、長野原町商工会に加盟し、継続的に経営指導を受ける方
- (5) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 国税、県税及び町税を滞納している方
 - イ 長野原町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方
 - ウ 過去にこの補助金の交付を受けている方

補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれにも該当しない事業であること。

- (1) 表1に掲げる補助対象外業種
- (2) フランチャイズ契約その他これらに類する契約に基づく事業
- (3) 常時従事する者を必要としない事業
例) コインパーキング、太陽光発電事業、不動産賃貸業（アパート経営）
- (4) 副業又は兼業による起業
- (5) 既存の法人の代表又は役員の職にある者による起業
- (6) 中小企業基本法に規定する会社に該当しないもの（社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等）の起業
- (7) 個人による事業の法人化、法人変更等

【表1】補助対象外業種

1	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
2	以下のサービス業等
(1)	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
(2)	易断所、観相業、相場案内業
(3)	競輪・競馬等の競争場、競技団
(4)	芸妓業、芸妓斡旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
(7)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

※日本標準産業分類に準拠するものとする。

補助対象経費

補助対象経費は、表2に掲げる経費となります。

ただし、補助金の交付決定前にすでに着手した経費は、補助の対象外となります。

【表2】交付対象経費

補助対象事業	事業内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税 額を除く)	補助率	補助限度額	補助対象期間
事業所開設支援 事業	事業所等開設に要 する経費への補助	・事業所の購入費 ・事業所等の開設に係る設備 備品購入費(事業の実施に必要 な10万円以上の設備、備品の 購入費用) ・事業所等改修費	1/2以内	100万円	
事業所等賃借 事業	事業所等の賃借に 要する経費への補 助	・事業所の月額賃借料 (貸し主が申請者の配偶 者及び3親等以内の親族 である場合を除く)	1/2以内	月額5万円	事業開始日から 12ヵ月以内
雇用促進事業	事業所等の雇用促 進を目的とする経 費への補助	・事業実施に必要な直接 人件費(申請者、申請者 の配偶者、3親等以内の 親族及び役員である場合 を除く)	10/10 以内	月額5万円	事業開始日から 12ヵ月以内

※上記補助事業を組み合わせる場合、補助金額の合計の上限は100万円となります。

補助対象となる経費、ならない経費(例)

○事業所開設支援事業

- 【対象経費の例】
- ・店舗外装、内装工事費
※住居兼店舗については、店舗・事務所部分に係る工事費のみ
 - ・1件10万円以上の機械装置、工具、器具、備品の購入費用
 - ・事業用車両購入費

- 【対象外経費の例】
- ・汎用性が高く、目的外使用になり得るもの。
 - ・事務用のパソコン、タブレット、プリンタ、ソフトウェア等
 - ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できない車輛
 - ・消耗品、配送費
 - ・親類、知人、ネットオークション、フリーマーケットアプリ等による個人間取引によるもの

○事業所賃借事業

- 【対象経費の例】
- ・店舗、事務所の賃借料
※住居兼店舗については、店舗・事務所部分に係る賃借料のみ

- 【対象外経費の例】
- ・店舗、事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金、火災保険料、地震保険料等
 - ・事業者又は法人代表者の配偶者および3親等内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費

○雇用促進事業

【対象経費の例】 ・事業実施に必要な直接人件費（長野原町民を雇用する場合に限る）

【対象外経費の例】 ・申請者、申請者の配偶者、役員および3親等内の親族の人件費

交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、次の書類をそろえて、長野原町役場未来ビジョン推進課へ申請を行ってください。

起業支援補助金交付申請書等の作成については、長野原町商工会の起業相談等を受ける必要があります。

【提出書類】

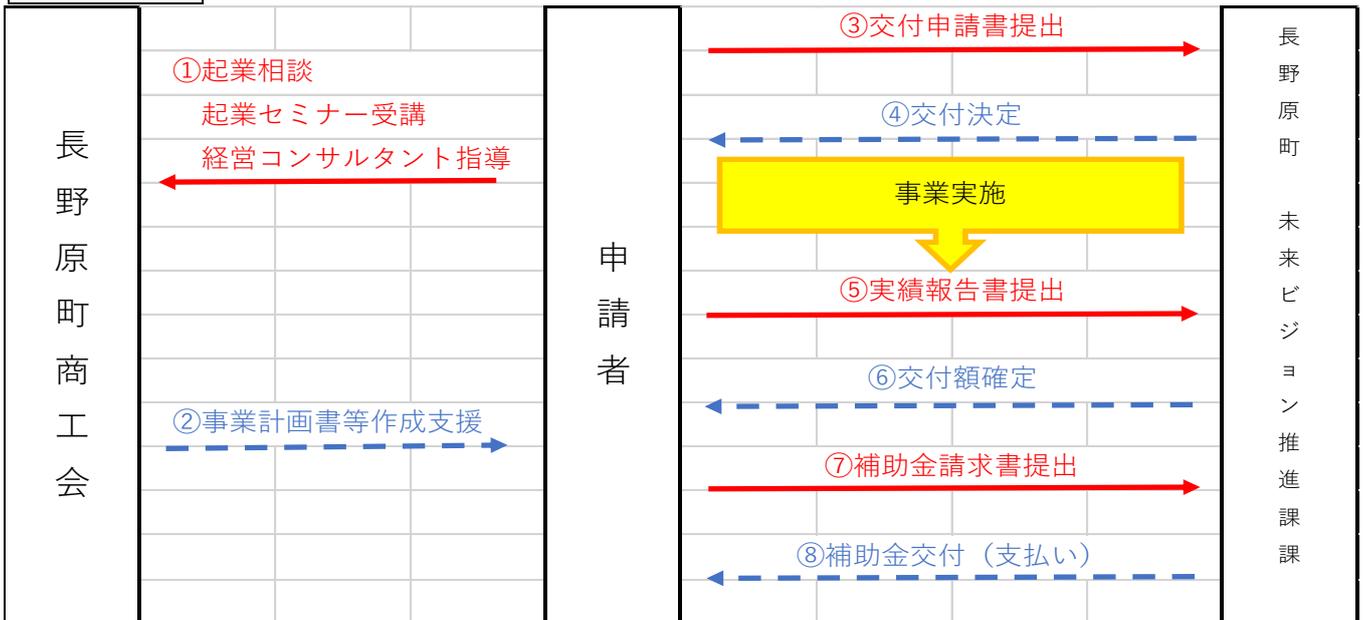
長野原町起業支援事業補助金交付申請書（様式1）

【添付書類】

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助金申請額積算根拠（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）
- (4) 保証人届出書（別紙4）
- (5) 町税の納税証明書
- (6) 個人事業主（法人にあっては代表者）の住民票
- (7) 登記事項証明書・定款の写し※
- (8) 個人事業の開廃業等届出書の写し※
- (9) 営業許可証等の写し※
- (10) 事業所等の位置図及び平面図
- (11) 事業所等の内観・外観写真
- (12) その他町長が必要と認める書類

※交付申請時に提出できない場合には、実績報告までに提出してください。

手続きの流れ



※一部設備の購入を取りやめるなど、当初の計画に変更のある場合、変更申請をしていただく必要があります。

交付決定後の計画変更については、事前にご連絡ください。

※変更申請や実績報告により当初の補助金の交付決定金額を増額することはできませんのでご注意ください。